

建築確認申請等手数料 一覧表《滋賀県》

申請に係る床面積の合計	建築基準法第6条 1項3号建築物 の確認申請	建築基準法第6条 1項2号建築物 の確認申請 «省エネ仕様規定 別途加算»	建築基準法第6条 1項2号建築物 の確認申請 «3階以下の一戸建住宅»		建築基準法第6条 1項2号建築物 の確認申請 «300m ² 以下・ 構造仕様規定»	中間検査	完了検査	構造計算が必要な 建築物が複数棟の 場合の加算手数料
			構造種別-木造以外	構造種別-木造				
100 m ² 以下	¥29,000 .-	¥74,000 .-	¥58,000 .-	¥74,000 .-	¥33,000 .-	¥39,000 .-	¥45,000 .-	2棟目から棟 ごとに¥35,000 を加算
100 m ² 超 200 m ² 以下	¥45,000 .-	¥90,000 .-	¥74,000 .-	¥90,000 .-	¥49,000 .-	¥55,000 .-	¥61,000 .-	
200 m ² 超 500 m ² 以下	¥64,000 .-	¥126,000 .-	¥110,000 .-	¥126,000 .-	¥68,000 .-	¥72,000 .-	¥77,000 .-	
500 m ² 超 1,000 m ² 以下	¥111,000 .-	¥200,000 .-	省エネ仕様規定の 場合は別途加算く ださい 申請に係る床面積の合計が500m ² 以下の 場合を対象とします 500m ² を超える場合はお問合せください	申請に係る床面積の合計が500m ² 以下の 場合を対象とします 500m ² を超える場合はお問合せください	¥120,000 .-	¥125,000 .-	¥163,000 .-	¥188,000 .-
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	¥250,000 .-	¥290,000 .-			¥313,000 .-	¥350,000 .-	¥450,000 .-	
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	¥380,000 .-	¥480,000 .-			¥450,000 .-	¥450,000 .-	¥550,000 .-	
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	¥600,000 .-	¥650,000 .-			¥650,000 .-	¥650,000 .-	¥750,000 .-	
10,000 m ² 超 15,000 m ² 以下	¥750,000 .-	¥750,000 .-			¥750,000 .-	¥750,000 .-	¥900,000 .-	
15,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	¥850,000 .-	¥850,000 .-			¥900,000 .-	¥900,000 .-	¥1,200,000 .-	
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	¥950,000 .-	¥950,000 .-			¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	
40,000 m ² 超 80,000 m ² 以下	¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-			¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	
80,000 m ² 超	¥1,500,000 .-	¥1,500,000 .-			¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	

建築確認申請等手数料 一覧表《京都府・大阪府・奈良県》

申請に係る床面積の合計	建築基準法第6条 1項3号建築物 の確認申請	建築基準法第6条 1項2号建築物 の確認申請 «省エネ仕様規定 別途加算»	建築基準法第6条 1項2号建築物 の確認申請 «3階以下の一戸建住宅»		建築基準法第6条 1項2号建築物 の確認申請 «300m ² 以下・ 構造仕様規定»	中間検査	完了検査	構造計算が必要な 建築物が複数棟の 場合の加算手数料
			構造種別-木造以外	構造種別-木造				
100 m ² 以下	¥40,000 .-	¥74,000 .-	¥58,000 .-	¥74,000 .-	¥44,000 .-	¥48,000 .-	¥53,000 .-	2棟目から棟 ごとに¥35,000 を加算
100 m ² 超 200 m ² 以下	¥56,000 .-	¥90,000 .-	¥74,000 .-	¥90,000 .-	¥50,000 .-	¥64,000 .-	¥69,000 .-	
200 m ² 超 500 m ² 以下	¥85,000 .-	¥126,000 .-	¥110,000 .-	¥126,000 .-	¥89,000 .-	¥90,000 .-	¥96,000 .-	
500 m ² 超 1,000 m ² 以下	¥200,000 .-	¥210,000 .-	省エネ仕様規定の 場合は別途加算く ださい 申請に係る床面積の合計が500m ² 以下の 場合を対象とします 500m ² を超える場合はお問合せください	申請に係る床面積の合計が500m ² 以下の 場合を対象とします 500m ² を超える場合はお問合せください	¥170,000 .-	¥170,000 .-	¥230,000 .-	¥230,000 .-
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	¥275,000 .-	¥290,000 .-			¥350,000 .-	¥350,000 .-	¥450,000 .-	
2,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	¥420,000 .-	¥480,000 .-			¥450,000 .-	¥450,000 .-	¥550,000 .-	
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	¥650,000 .-	¥650,000 .-			¥550,000 .-	¥550,000 .-	¥650,000 .-	
10,000 m ² 超 15,000 m ² 以下	¥750,000 .-	¥750,000 .-			¥650,000 .-	¥650,000 .-	¥750,000 .-	
15,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	¥850,000 .-	¥850,000 .-			¥750,000 .-	¥750,000 .-	¥900,000 .-	
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	¥950,000 .-	¥950,000 .-			¥900,000 .-	¥900,000 .-	¥1,200,000 .-	
40,000 m ² 超 80,000 m ² 以下	¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-			¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	
80,000 m ² 超	¥1,500,000 .-	¥1,500,000 .-			¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	¥1,200,000 .-	

- * 大阪府・奈良県は検査手数料に遠隔地手数料として、別途 ¥20,000円を申し受けます。
- * 構造計算が不要な型式認定の申請は、3号の手数料とします。
- * 3号で、構造計算書付の物件は、2号の手数料とします。
- * 構造計算の変更を伴わない計画変更は、3号の手数料とします。
- * 一度申し受けた手数料はいかなる場合でも返還致しません。
- * 同一仕様で類似する建築物等、確認・検査を効率的に実施することができる場合は手数料を減額することができます。詳しくはお問合せ下さい。

<確認申請について>

- 1 空天率(道路・隣地・北側)の審査が必要なものは、別途審査料各¥10,000円を申し受けます。
- 2 避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要するものは、別途審査料各¥30,000円を申し受けます。
- 3 既存建物の構造遡及適用物件に関しては、その遡及に係る面積の2分の1を加算して、申請床面積と読み替えて算定したものの手数料を申し受けます。
- 4 計画変更確認申請手数料は、原則として当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1として算定します。また、床面積の増加については、増加する床面積にて算定をします。
- 5 特定行政庁及び他の指定確認検査機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし手数料の算定を行います。
- 6 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の申請手数料は、申請部分の2分の1の床面積を手数料算定面積とします。
- 7 高度な構造検証(ルート2またはルート3)を行っている場合、¥50,000(床面積が $2,000\text{m}^2$ を超える場合は¥80,000)を加算します。
- 8 その他の高度な構造検証(限界耐力計算、免震建築物に係る計算等)を行っている場合、別途手数料を加算します。(その様な場合は事前にご相談下さい。)
- 9 構造計算が必要な建築物が複数棟の場合、2棟目から棟ごとに¥35,000を加算します。
- 10 増築工事で既存部分の構造関係図との整合性の確認を要する場合は、別途¥30,000を加算します。
- 11 増築工事で既存部分を含めて構造計算を行う場合は、既存部分を含めた床面積にて算定をします。
- 12 バリアフリー法特別特定建築物の場合、別途¥20,000を加算します。
- 13 一戸建住宅で省エネ仕様規定の場合は、別途¥16,000を加算します。
- 14 共同住宅、長屋で省エネ仕様規定の場合、2戸までは別途¥21,000を、3戸目以降は1戸当たり¥5,000をします。

<中間検査申請について>

- 1 中間検査申請手数料は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。中間検査対象面積は、特定工程までのすべての面積の合計とします。
- 2 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- 3 当機関で確認済証を交付していない建築物等の中間検査手数料は、手数料表に定める確認審査手数料を加算します。
- 4 当機関で検査を行った物件で、手直し等で再度検査を行う場合、手数料表に定める検査手数料の3分の2(千円未満の端数切上)を申し受けます。

<完了検査申請について>

- 1 避難安全検証法による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、別途検査手数料¥40,000円を申し受けます。
- 2 当機関で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、手数料表に定める確認審査手数料を加算します。
- 3 当機関で検査を行った物件で、手直し等で再度検査を行う場合、手数料表に定める検査手数料の3分の2(千円未満の端数切上)を申し受けます。
- 4 既存建物の構造遡及適用物件に関しては、その遡及に係る面積の2分の1を加算して、申請床面積と読み替えて算定したものの手数料を申し受けます。
- 5 計画変更に該当する場合の追加説明書の提出については、計画変更手数料と同額の書類審査手数料を申し受けます。
- 6 バリアフリー法特別特定建築物の場合、別途¥20,000を加算します。

<特定天井に係る確認申請手数料の加算について>

- 1 仕様規定により特定天井の設計が行われている場合、該当する特定天井の面積を手数料算定用床面積に加算して確認申請手数料を算出します。
- 2 水平震度法により特定天井の設計が行われている場合、該当する特定天井の面積を手数料算定用床面積に加算して確認申請手数料を算出します。
- 3 簡易スペクトル法、応答スペクトル法、その他の高度な計算方法により特定天井の設計が行われている場合
該当する特定天井の面積の2倍を手数料算定用床面積に加算して確認申請手数料を算出します。

<建築物省エネ法判定対象物件の完了検査手数料の加算について>

1 当該物件が建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となっている場合は、完了検査手数料に下表に掲げる額を加算致します。

床面積の合計	加算額
300m ² 以下	¥10,000
300m ² 超 500m ² 以下	¥20,000
500m ² 超 1,000m ² 以下	¥30,000
1,000m ² 超 2,000m ² 以下	¥40,000
2,000m ² 超 5,000m ² 以下	¥100,000
5,000m ² 超 10,000m ² 以下	¥150,000
10,000m ² 超 15,000m ² 以下	¥180,000
15,000m ² 超 20,000m ² 以下	¥220,000
20,000m ² 超 40,000m ² 以下	¥260,000
40,000m ² 超 80,000m ² 以下	¥300,000
80,000m ² 超	¥500,000

<証明願の手数料(1通あたり)>

種類	手数料(税込み)
確認済証明願	¥2,000
中間検査済証明願	¥2,000
完了検査済証明願	¥2,000